

Tax News Flash

January 2025

コアタックス（税務管理基幹システム：CTAS）導入に伴う 新税務規則 - 2025年1月1日施行

財務大臣は財務大臣令2024年第81号（PMK-81）を公布し、コアタックスシステム（CTAS）の導入のためにいくつかの税務規則を合理化した。PMK-81は2024年10月18日に公布され、2025年1月1日より施行された。

CTASは、2025年1月1日に開始された、納税者登録、申告、納税、監査、徴収を含むすべての税務の基礎プロセスを合理化する租税総局（DGT）の統合サービス管理システムである。PMK-81は、CTAS内で業務プロセス再構築を行うための法的枠組みを提供し、その結果、既存の42の規制が廃止された。

PMK-81に規定されている主な変更点は以下のとおりである。

税務上の権利・義務の行使、発行、署名、および決定書の電子通知に関する手続き

- 税務上の権利と義務は、納税者ポータル、DGTの管理システムやコンタクトセンターと統合されたウェブサイトやアプリケーションなどの電子チャネルを通じて、電子的に行使される。
- 税務上の権利や義務を行使するための電子文書には、電子署名が必要である。
- PMK-81では、納税者とDGTの書類の送受信日の認識について具体的な規定がある。納税者が同じ書類を電子的およびハードコピーで提出した場合（電子的手段が利用できない場合）、受領日はDGTの管理システムに最初に記録された日付となる。
- DGTは、紙の形式を必要とする書類を除き、決定書および電子書類を、納税者の登録アカウントまたは電子メールを通じて送付する。納税者の要請またはDGTの裁量により、ハードコピーをファックス、郵便、宅配便で送付することもある。すべての時間は西インドネシア時間（WIB）で表示され、DGTが電子決定書および書類を送信した日が納税者の受領日となる。

- DGTが複数のチャネルを通じて決定書や電子文書を送付する場合：
 - 納税者が自分のアカウントの使用を承認した場合、納税者のアカウントに送付された日付が適用される。
 - 上記以外の場合は、電子メールが送信された日、直接配達された日、ファックスが送信された日、配達証明に記載された日のうち、最も早い日が適用される。

納税者およびVAT課税事業者（PKP）の登録手続き

- 主観的・客観的要件を満たす納税者は、居住地または所在地のいずれかを管轄する税務署に登録する必要がある。
- 法人納税者及び特定の個人事業主納税者（すなわち、居住地以外の1つまたはそれ以上の事業所において、フリーランスを除く貿易又はサービス業に従事する個人納税者）は、事業所在地を所轄の税務署に報告し、各事業所在地ごとに事業拠点識別番号（NITKU）を取得する必要がある。「支店NPWP（納税者番号）」という用語はもはや適用されない。
- 税務上、NPWPは、国内納税義務要件を満たさない、或いは所得税法上の課税対象に分類されない事業体に対しても発行されることがある。
- デリバラブル（有形、無形の商品やサービス）の輸出業者は、VAT課税事業者（PKP）としての登録が義務付けられているが、小規模事業者の場合は任意である。
- 自由貿易地域または自由貿易港（FTZFP）内に住居または本社を有し、FTZFP外に事業所を有する事業主の場合、事業報告の所在地はFTZFP外の事業所でなければならない。
- バーチャルオフィス事業報告の所在地として使用している事業主は、実際の事業活動および事業所在地に関するステートメントを提出しなければ

ならない。付加価値税（VAT）の事業者申告手続きの際に、このステートメントとバーチャルオフィスを事業報告の所在地として使用しているか否かをDGTに審査される。

- 税務局長は、PKP登録申請書を受領後、1営業日以内にVAT事業者申告に関する通知書を発行する。最終決定は、申請書受理後10営業日以内に発行される。
- 納税者及び／又はPKPの登録、登録抹消／取消に関する申請（データの変更、移転、「非有効納税者」の指定を含む）については既に提出済みであるが、PMK-81の発効までに未解決のものは、PMK-147を使用して処理される。
- PMK-81では、VAT申告書の未提出により電子証明書が一時的に無効化されたPKPは、タックスインボイスを作成するためのアクセス権が付与される。
- 納税者は自ら登録する必要がある。これには、特定の個人事業主納税者も含まれる。登録は、オンライン納税者ポータル、ウェブサイト、統合アプリケーション、またはコンタクトセンターを通じて電子的に行わなければならない。

納税とデポジット手続き

PMK-81は、税務カテゴリー全体のタイムスケジュール順守を標準化するため、報告と納税期限の変更を提示している。

- VATと法人所得税（CIT）を除き、納税スケジュールは、一般的に翌月15日に変更される。
- 創業者株式に対する追加所得税は、納付期限から1ヶ月以内に納付しなければならない。
- VAT課税事業者に徴収されたVATおよび奢侈品販売税（STLG）は、課税期間が終了しVAT申告書を提出する前の、翌月末までに納付しなければならない。
- 納税およびデポジットは、納税証明書（SSP）、印紙税、及びその他の行政的手段を使用して、SSP相当額を国庫または徴収代理人が提供する納付チャネルへ支払われる。
- 国家歳入領収証（BPN）、輸入税に対する関税・物品税・所得税納税証明書（SSPCP）、輸入品に対するVAT、国内生産たばこ製品に対するVATは、国家歳入取引番号（NTPN）がある場合に有効とみなされる。
- 納税者は、以下のシステム、アプリケーションを使用したオーバーブッキングを通じて処理される税務デポジットを用いて、納税とデポジットを行うことができるようになった：
 - i. 電子国家歳入システム
 - ii. オーバーブッキングアプリケーション
 - iii. 納税額算出後の超過納税または利息補償のためのアプリケーション

- 輸入関税の納税およびデポジットは、適用される法令に基づき、関税局長官によって管理される。ただし、DGTが発行する徴税通知書または税務査定書により請求された輸入関税の不足税額には適用されない。

オーバーブッキング

オーバーブッキングは納税者の要請に基づいて実施される場合と、税務署によって実施される場合がある。

- 納税者の要請に基づくオーバーブッキングには以下が含まれる：
 - デポジットの利用
 - 未検査の土地・建物権利譲渡にかかる所得税の納付
 - 印紙税の前払い（電子印紙発行機械への残高を増やす）
 - 過払い額を納税義務に充当すること
- 税務署によるオーバーブッキングは次の場合に実施される：
 - オーバーブッキング証明書の発行ミス
 - 提供されたデータに基づくオーバーブッキングを必要とする納税またはデポジット
 - NPWP失効時または事業合併時の債務処理
 - 財務総局による歳入データの訂正
 - 税務執行官-差し押さえによる納税またはデポジット
- 以下の場合、納税額を超えるオーバーブッキングは承認されない：
 - VAT法第9条に基づき、タックスインボイスとして扱われ、クレジットすることができない納税証明書（SSP）
 - 国有企業（BUMN）による電子印紙販売またはPT Pos Indonesiaによる郵便切手販売に関連する印紙税の支払い
 - DGTが管理していないシステムからの請求コードによる納税
 - 確定申告の一部とみなされる納税
 - 様々な税務書類（例：徴税通知書（STP）、税務調査通知書（SKP）等）に記載された未払税金と相殺された支払いで、未払税金の増加につながるもの
- 事業の合併の場合、合併納税者のNPWPに関連する納税とデポジットのオーバーブッキング申請は、合併納税者のNPWP失効前に提出されなければならない。

分割納税および支払い猶予

- 資金繰りの問題や制御不能な状況に直面している納税者は、第29条所得税（確定申告時の未払所得税）、年次炭素税申告、PBB徴税（STP PBB）、または過少納税（STP、SKPKB、SKPKBT等）、異議申立て決定および評決に関して、納税者は税金の分割払いまたは支払い猶予を申請できる。
- 第29条所得税の分割払いまたは支払い猶予の要請は、遅くとも年次確定申告書の提出期限までに提出しなければならない。
- STP、異議申立て決定および判決後のSKPに対する分割払いまたは支払い猶予の申請は、遅くとも押収品の競売前に提出され、また競売を実施する権限を有する政府機関に、中央徴収担当職員が書面で提出する前であればならない。
- 納税者は、資金繰りの問題や制御不能な状況が発生した場合に備えて、有形資産保証書類を提出する必要がある。
- 納税者が分割払いまたは支払い猶予の承認を受けた場合、当初の納付期限から納付が完了するまでの期間を計算した利息が課される。この利息は、国税通則法（KUP法）第19条（2）により、徴税通知書に関連する分割払いや支払い猶予には適用されない。
- 年間所得税、過少納付税（SKPKB、SKPKBT）、異議申立て・控訴の決定、最高裁判所の判決に対して、KUP法第19条（2）に基づき、納税者は利子の形で行政制裁を受けることになる。STP PBBには月2%のペナルティが適用される。

納税申告書の提出および処理の手続き

- 月次印紙税申告、月次炭素税申告、年次炭素税申告、電子商取引VAT徴収者のための月次VAT申告に関わる税務報告スケジュールの更新がある。
- 保税地域外の納税者で、米ドル建てで電子商取引（PMSE）のVAT納税を選択した場合、米ドル建てのVAT申告書を提出しなければならない。
- 月次確定申告書（SPT Masa）および年次確定申告書は、電子文書の形で提出されなければならない。
- 年次炭素税申告書は、暦年終了後4ヶ月以内に提出しなければならない。

過払い税金の還付申請

DGTは、還付申請書を受理してから3ヶ月以内に、過払税務査定書（SKPLB）または還付申請却下通知書を発行する。この期限内に決定がなされない場合、申請は承認されたものとみなされ、DGTは期限後5営業日以内にSKPLBを発行しなければならない。

仕入VATのクレジット手続き

タックスインボイスに記載された仕入VATは、タックスインボイスに相当する特定の書類を除き、同じ課税期間内の売上VATと相殺される。（課税期間終了後、3課税期間まで）

タックスインボイスの発行手続きとタックスインボイスの訂正、差し替え手続き

- タックスインボイス（無形資産・サービスの輸出に関するタックスインボイスに相当する特定の文書を含む）は、納税者ポータルのもジュールまたはDGT管理システムと統合された別のプラットフォームを使って作成しなければならない。
- タックスインボイス、及び無形資産／課税サービスの輸出に関するタックスインボイスに相当する特定の文書は、以下の要件を満たす必要がある：
 - 電子フォームである。
 - 納税者ポータルのもジュールを使用して、またはDGT管理システムに統合された別のプラットフォームを通じて作成される。
 - 電子署名形式の署名が含まれている。
- 電子タックスインボイスには以下の例外が適用される場合がある：
 - 最終消費者である購入者または受取人への課税商品および／または課税サービスの引渡し
 - VAT徴収の証憑がタックスインボイスと同等とみなされる特定の文書の形式をとる、課税商品、課税サービスの引渡し、および／または課税対象有形資産の輸出
- 不可抗力の場合、課税事業者は、無形資産またはサービスの輸出に対して、非電子的なタックスインボイスまたは同等の書類を発行することができる。
- 不可抗力とは、自然災害、非自然災害、社会的災害など、人為的な制御が不可能で、活動の遂行や適切な実施を妨げる事象と再定義された。

無形資産またはサービスの輸出

- 課税対象無形資産・課税サービスの輸出に関する届出は、CTASを通じて行わなければならない。届出書の書式／テンプレートは、PMK-81の第284条（5）で新たに規定されている。
- 一般的に、変更点は以下の通り：
 - 書式は標準的なタックスインボイスに類似する。
 - 商品／サービスコードと顧客のNPWPを記載しなければならない。
 - 売主や顧客の電話番号は必要なくなった。
 - 電子署名が必要である。

返品された課税商品のVAT/STLG、およびキャンセルされた課税サービスのVAT減額手続き

返品票およびキャンセル票は、CTASを通じて作成され、所定の要件に準拠している必要がある。そうでない場合、商品の返品またはサービスのキャンセルは無効とみなされる。(例えば、返品票が売主に提出されていない場合、商品の返品はなかったものとみなされる)

特定の納税者に対する第25条所得税の月割払い

- 決算報告書の提出後に第25条所得税の月割額を再計算した結果生じた過払いは、以後の課税期間にオーバーブッキングができなくなった。その代わりに、過払金の還付を請求することも、法人所得税申告書で控除することもできる。
- 銀行、BUMNまたは地方公営企業 (BUMD)、上場企業、およびその他の納税者に対する第25条所得税計算の報告義務は、PMK-81で具体的に規定された。第25条所得税の月割計算に関する報告書は、報告対象期間終了後20日以内にDGTに提出しなければならない。
- 財務報告書が確定していない場合、第25条所得税の金額計算は従前の計算方法に従う。
- 税制上の優遇措置を受けることができる納税者は、これらの優遇措置を考慮して第25条所得税の分割納付額を計算しなければならない。例えば、減税措置のある上場企業は、前年の税率を使用する。また、前年度に所得税法第31条E(1)により50%の軽減税率が適用された納税者は、第25条所得税の分割納付額を計算する際に軽減税率を適用することができる。

特定の専門資格を有する海外駐在員に対する属地的課税

国内源泉所得に対してのみ国内で課税を受けることを申請する外国人には、追加要件が設けられた。過去2年間の所得税申告書を提出しなければならない、承認は4年間有効である。

税務申告書の提出および処理手続き

- 電子商取引 (PMSE) のVAT納税義務を米ドルで遂行することを選択した国内関税地域外の納税者は、VAT申告書を米ドルで提出しなければならない。
- これにより、月次税務申告、VAT申告、年次税務申告、加えて年次炭素税申告の種類が増える。
- 帳簿記入が義務付けられている納税者の年次所得税申告には、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を含めなければならない。公認会計士による監査を受けている場合は、監査済みの財務諸表も添付しなければならない。親会社は連結財務諸表を添付しなければならない。

- 納税者が電子文書形式による申告書の提出を求められているにもかかわらず、電子文書以外の形式 (郵送、宅配便) で提出した場合、その申告書は提出されなかったものとみなされる。
- 法人納税者は、年次税務申告書を電子文書形式でのみ提出しなければならない。
- 年次炭素税申告書は、暦年終了後4ヶ月以内に提出しなければならない。
- これにより、監査済み財務諸表がまだ完成していないことを証明する公認会計士の声明書といった延長手続きのための添付書類が増える。

コアタックス管理システム導入のための技術的規定

2025年1月以降、納税者は、居住地または法的住所で登録されたNPWPを使用して、複数の事業所における納税の権利と義務を一元的に実施することになる。PBBは2025年以降の課税年度からこの制度に従う。

資産の譲渡および取得における帳簿価額の使用に関する手続き

- PMK-81では、事業再編における帳簿価額の使用を申請する際に、納税証明書 (SKF) の電子コピーが不要となった。
- 帳簿価額を使用して事業を拡大する納税者は、DGTの承認を受けてから2年以内に、金融サービス庁 (OJK) に新規公開株式のための登録届出書を提出しなければならない。このスケジュールはさらに2年間延長することができる。延長申請は納税者ポータルを通じて提出する必要がある。

所得税優遇措置の手続き

- 投資大臣が付与した所得税優遇措置 (特定の事業分野または地域) の実施状況は、四半期ごとに大臣に報告しなければならない。
- 労働集約型産業で所得税優遇措置を受けた納税者は、当該会計年度終了後30日以内に、投資額と雇用者数を詳細に記載したオンライン達成報告書をオンラインシングルサブミッションシステムを通じて提出しなければならない。

石油・ガス協力契約に基づく請負業者および地熱資源開発の請負業者/ライセンス保有者のVAT徴収、支払い、報告に関する手続き

- 徴収されたVATは、VAT法および規定に従って計算される。
- また、PT Pertamina の子会社への燃料納入に対する支払いにも、VATおよびSTLG徴収の免除が適用される。(以前は、PT Pertamina への燃料納入に対する支払いにのみ認められていた)
- 請負業者およびライセンス保持者に課税商品/課

税サービスを提供するパートナーは、毎月のVAT申告において売上タックスインボイスを報告しなければならない。

- 請負業者またはライセンス保持者は、請負業者またはライセンス保持者名義で発行された納税証明書を使用してVATおよびSTLGを支払わなければならない。

石油・ガス上流事業活動からの国家歳入の支払・報告手続き

- 協力契約に規定されているように、リフティングにはSKK Migasに加え、アチェ石油ガス管理庁 (Badan Pengelola Migas Aceh) が管理する量も含まれる。
- 国家歳入に関する月次報告書は、オペレーターまたはパートナーとして活動する契約者が以下へ提出しなければならない。：
 - 予算総局、もしくは天然資源の税外歳入と分離国家資産を扱う局 (the Director of Non-Tax State Revenue for Natural Resources and Separated State Assets) の局長
 - 租税総局
 - SKK Migasまたはアチェ石油ガス管理庁のトップ

輸入部門または他部門の事業活動における商品譲渡および事業活動への支払いに関連する輸入税の徴収

関税とVATが免除される輸入品の範囲は、旅行者、輸送機の乗務員、国境通過者の手荷物、および関税法で規定された一定の限度額までの輸送食品を除く、合計19品目に調整された

不服申し立ておよび司法審査判決の受領日

利息補償金の計算などの税務管理の目的のために、不服申立および司法審査判決の発行日の定義が改正された。従前の規定では、不服申し立ておよび司法審査判決の発行日は、判決が宣告された日であった。しかし、PMK-81では、判決がDGTに受理された日が発行日となった。

土地・建物譲渡にかかるFinal源泉徴収税

PMK-81ではいくつかの条項を変更した：

- 政府機関への土地・建物譲渡にかかるFinal源泉徴収税は、以前は売主名義で納付されたが、今後は政府機関名義で納付しなければならない。
- 政府機関は0%の税率が適用される譲渡を含め、源泉徴収票を発行することが義務付けられている。
- 納税義務は、政府機関への譲渡を除き、売主の居住地 (売主の年間所得税申告が行われる場所) に基づく。以前は、土地・建物譲渡を事業とする売主の場合、納税義務は土地または建物の所在地に基づいていた。

経過措置

- 確定申告 (毎月の印紙税申告を除く) の種類、様式、内容、提出、処理については、2024年12月課税期間、2024年12月に終了した一部の会計年度、2024年課税年度までは従来の規定に従う。
- 毎月の印紙税申告は、2024年12月課税期間まで、PMK-81に従って処理・提出されなければならない。
- PMK-81発効前に提出された、納税者登録、データ変更、移転、「非有効納税者」の指定、NPWP登録抹消、VAT課税事業者宣言、およびそれらの取り消しを含む未解決の申請は、PMK-147に従って処理される。
- 納税者は、インフラが利用できない場合、通信システムが技術的な問題に直面した場合、または自然災害が発生した場合、郵便サービス、宅配便、または直接手動で税務手続きを行うことができる。
- 2016年9月7日以前に行われた土地・建物の譲渡および所得税の決済に関する支払いは、政府規則GR 34/2016の規定から免除される。しかし、この日までに完了していない取引、履行されていない納税義務、または2016年9月7日以降の売買契約 (PPJB) の変更や追記は、GR 34/2016の規定の対象となる。

KPMGコメント：

- 2025年1月1日に施行されたコアタックスシステム（CTAS）の導入に伴う大幅な規制改正のため、納税者は、税務上の権利と義務を果たす上で、これらの変更に対応し、また、財務上の損失や税務上のリスクにつながる可能性のある管理上のミスを軽減するために、新しい規制に関する最新情報を入手することを強くお勧めします。
- PMK-81では、納付期限が標準化され、従来の納付期限（例：翌月10日または15日）が廃止されました。納税者は、PMK-81に記載されている税金の種類ごとの具体的な納付期限と、申告手続きに関する変更点に注意する必要があります。
- 納税者は、仕入VATの控除期間に関する規則を理解する必要があります。

その他、ご不明な点やご質問等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

KPMG Advisory Indonesia

税務サービス

34th Floor Jakarta Mori Tower
40-41, Jl. Jend. Sudirman
Jakarta 10210, Indonesia
電話: +62 (0) 21 570 4888

Abraham Pierre

Head of Tax

Abraham.Pierre@kpmg.co.id

ジャパンデスク

三竿 祥之

Country Deputy Head of Japanese Desk

Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id

尾花 宏

Hiroshi.Obana@kpmg.co.id

橋本 洋一

Yoichi.Hashimoto@kpmg.co.id

kpmg.com/id

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

©2025 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.